

「虐待かな？」と思ったら 伊勢市児童虐待対応マニュアル

あなたも要保護児童対策地域協議会

(伊勢市子ども家庭支援ネットワーク) の一員です!!



～虐待に気づいたり、虐待が疑われる場合は、速やかに連絡・相談してください～

◆ 児童虐待とは

児童虐待防止法第2条において、児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う行為をいいます。

身体的虐待

- ・殴る、蹴る、突き飛ばす
- ・熱湯をかける、タバコの火を押し付ける
- ・閉じ込める、縛り付ける
- ・外に締め出す

心理的虐待

- ・子どもの心を傷つけることをいう
- ・罵倒する、脅す、無視する
- ・他のきょうだいと差別する
- ・子どもの目の前で配偶者に対する暴力、暴言

ネグレクト

- ・食事を与えない、置き去りにする
- ・衣服を長期間不潔なままにする
- ・病気でも受診させない
- ・登園、登校させない
- ・同居者が虐待をするのを放置する

性的虐待

- ・性的ないたづらをする、入浴やトイレを覗く
- ・性交、性的行為を強要する
- ・性器や性行為を見せる
- ・ポルノ写真を撮る



児童虐待につながる恐れのある背景として以下のものがあります。

①保護者の要因 保護者の疾病や精神疾患、知的障がい、子育てに関する知識不足、望まない妊娠、養育態度や社会性の未熟さなど。

②子どもの要因 発達の遅れや偏り、育てにくさがあるなど。

③家庭環境の要因 配偶者不在、経済的困窮、ステップファミリー（子連れ再婚家庭）など。

要因があるから虐待につながるわけではありませんが、『どの家庭にも起こり得る』と考え、虐待防止に取り組むことが大切です。

～ステップファミリーと児童虐待～

再婚による家族の再形成の過程で起こる家族員の葛藤（生活習慣・価値観の違い、継父母と継子の関係形成の困難さなど）は、家族の中で力の弱い存在である子どもに対して暴力という形で表れることがあります。

◆ しつけと虐待の違い

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるように支援していく事です。大人にとってしつけのつもりでも、子どもの心や身体が傷つく行為であれば虐待になります。虐待が繰り返されることにより、子どもの心身の成長・発達に様々な悪影響が生じると科学的に明らかになっています。2020年4月から子どもへの体罰は法律で禁止されています。

児童虐待防止法にもあるように、児童虐待は「子どもの人権を侵害し将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」ものであり、懲戒権などの親権によって正当化されることはありません。虐待は子どもの健やかな成長と発達を阻害する重大な人権侵害です。

保護者と共に虐待にならない子育ての方法を一緒に考える等、保護者を孤立させない支援が必要です。

◆ DVと子どもの虐待

DVとは Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者間等で起こる身体的、精神的、経済的、性的暴力の事をいいます。

子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担や権力支配を覚えることとなります。またDV加害者の行為が子どもに向く可能性もありますが、DV被害者は恐怖心から加害者からの子どもに対する暴力を制止できなくなります。子どもの安全を念頭に介入が必要です。

～多胎育児と児童虐待～

多胎育児をしている保護者は身体的・精神的・社会的負担が重積し、産後うつになったり、育児不安、育児困難感が高まり、児童虐待につながる可能性が高いとされています。長期的な切れ目のない支援がより一層必要です。

◆ 虐待の通告について

児童虐待は、家庭の中で行われることがほとんどで、発見することが難しく、ちょっとしたサインを見逃さずキャッチすることが大切です。(早期発見)

『虐待ではないかもしれない』『勘違いだったらどうしよう』『まさかあのお母さん、お父さんが…』など一人で悩まず、ありのままを相談してください。

通告はためらわない
通告をしなくてもよい理由は探さない



虐待の判断は難しいため、通告者が判断することはありません。通告をしても子どもの不利益になることはありません。

また、児童虐待の通告義務は守秘義務に優先し、守秘義務違反にあたりません。
(児童虐待防止法第6条の3)
通告は匿名で行うことも可能です。

【もしかして虐待?と思ったら…】

子どもに状況確認…虐待なのか?事故なのか?を知ろう。

- ①安心できる場所で
- ②安心してもらう(あなたが悪いから呼んだのではないことを伝える)
- ③安心して話が出来るための対話(最近どう?友達とはどう?など)
- ④子どもに心配を伝える(腕の傷どうしたの?)
- ⑤誰が、何をしたかを聞く⇒詳しくは5ページ参照

いつでも**子どもの立場から**
安全と育成が
図られているか
判断して下さい。

子どもから聞き取りをしたら、すぐに対応する事になります。
発見した方が責任をもって職場の責任者に報告してください。

職場における児童虐待の対応の基本は組織対応です。一人で取り組んでも状況は改善されません。職場内での共通理解が大切です。通告が必要と考えた場合は、すぐに行動することが必要です。通告は職場の責任者が行ってください。

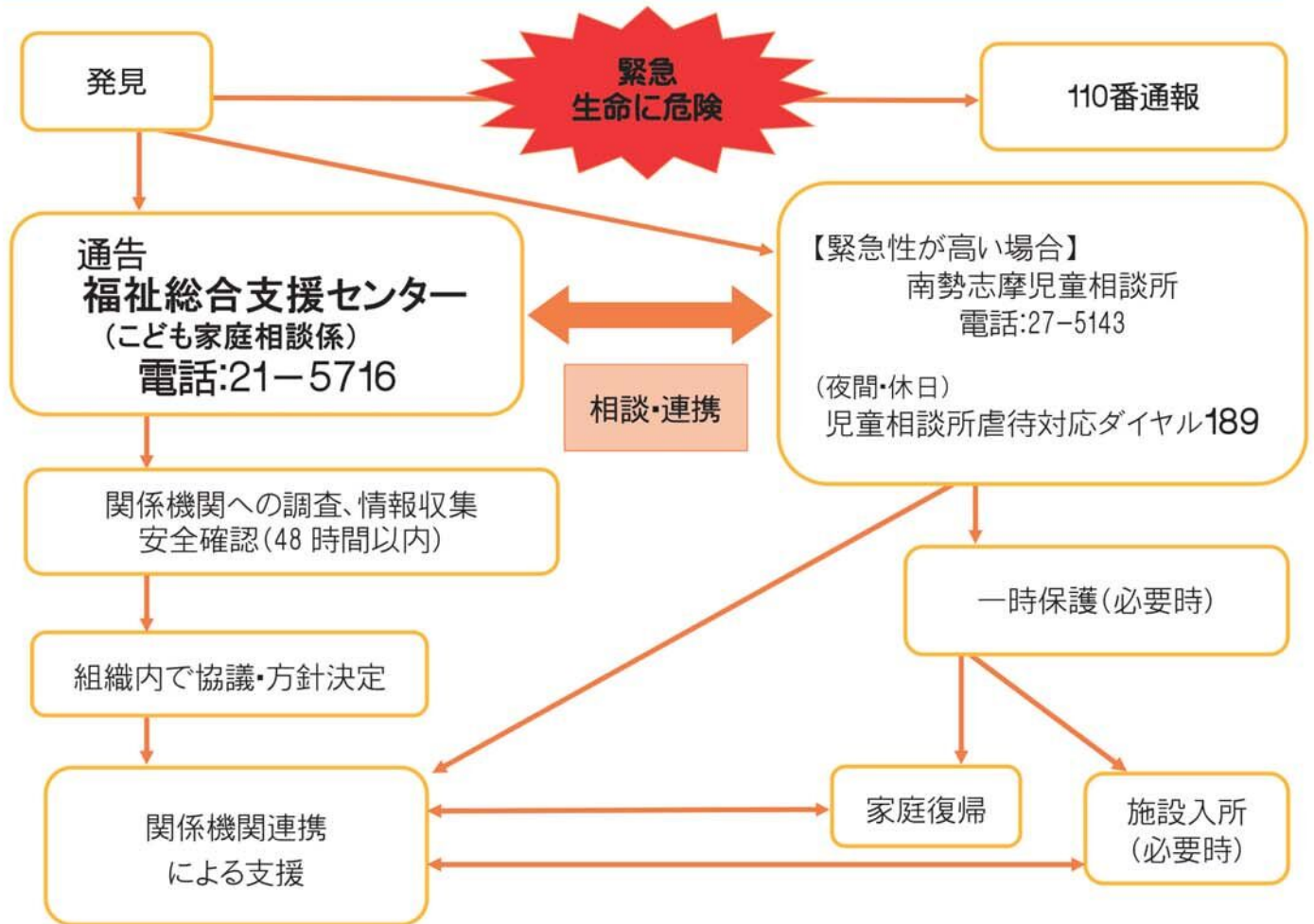
●通告に至らない場合でも相談を検討してください。

◆ ◆ 通告をためらわないで ◆ ◆

児童虐待の通告は**国民の義務**です。学校、児童福祉施設、病院等の福祉に業務上関係のある団体、関係者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める義務があります。
通告は守秘義務違反にもあたりませんし、通告者については対外的に明かすことはありません。

(児童虐待防止法第5条、6条、7条)

◆ 通告の流れ



◆◆大切なお願い◆◆

子どもが帰る前に方針を検討する等虐待の対応には一定の時間が必要です。**連絡は午前中の出来るだけ早い時間**にお願いします。午後から発見した場合も、出来るだけ速やかに連絡してください。

◆ 子どもの観察ポイント

この観察ポイントはどれかに該当するからといって、必ず虐待が行われているというわけではありませんが、小さなサインを見逃さないため「虐待かもしれない」という視点を常に持ち、子どもや保護者にこれまで以上に注意して関わりましょう。

虐待において緊急性の高いもの（通告が必要です）

生命の危機があるようなケガ、頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険がある（骨折、打撲、裂傷、出血等）

脱水症状や栄養不足による衰弱（低身長、低体重等）

子ども又は保護者が保護を求めている（家に帰らたがらない）

性的な被害（疑い含む）がある（性交渉、性器や性交渉を見せる、体を触る・触らせる）

生命の危機がある加害行為（蹴る、殴る、投げる、逆さ吊り、踏みつける、首を絞める、溺れさせる）

治療が必要だが受診をしていない（感染症、下痢、衰弱、重度の慢性疾患、外傷等）

親子心中の計画（心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え）

子どもが家庭に強い不満を抱いている

観察項目（今の状況でチェックしてください）	
1.身体面	病気が疑われないのに、体の不調を訴える。
	体に不自然な傷、あざ（内出血）、火傷等がある。
	虫歯の未治療の本数が多い。
	発育の問題がある。（肥満、低体重、低身長など）
2.言動・行動	乱暴、暴言などで他者とトラブルを起こす、すぐカッとなる。
	表情が乏しく、オドオドしている。視線を合わせようとしない。
	周囲から孤立したり、無表情である。意欲・集中力がなくぼんやりしている。
	大人に対して執拗に甘えたり、または警戒心が強い。顔色を伺う。
	何かと理由をつけて、家に帰ろうとしない。
	衣服を脱ぐことや肌を見せることを嫌がる。
	年齢不相応な性的遊びや発言がある。
	保護者の前で硬くなる。オドオドする。落ち着かない。視線を合わせない。
3.食事	他校や異年齢の子どもとの交流、外泊、深夜徘徊、万引きなどの非行行動がある。【小中高】
	給食を急いで食べたり、何回もおかわりをする。食べ物に執着がある。
4.衛生	極端な食欲不振がある。
	体や衣服の汚れが目立つ。異臭がある。
	季節にそぐわない服装をしている。
5.学習	お尻がただれていたり、オムツが長時間交換されていない。【保育園等】
	急激な学業成績の低下がある。【小中高】
6.登校	忘れ物が多い。提出物を出さない。
	理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が多い。
7.保護者の様子	無断欠席がある。連絡が途絶えがちである。
	子どもを激しく罵ったり叱ったり、体罰がある。
	子どもが病気でも、病院に連れて行かない。
	子どもの成績や評価、健康状態、生活態度などに無関心である。
	保護者と連絡をとることができない。
	職員に対し過度に攻撃的で些細な非を追及する。
	話し合いや面談、家庭訪問を拒む。近隣との付き合いがない。
	常にイライラしていたり、精神的に不安定である。
	家の中が乱雑で不衛生である。
	家族関係に不安がある。家庭内で暴力がある。

※三重県教育委員会が作成した『児童虐待気づきリスト』も参考にして下さい。三重県ホームページに掲載されています。
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001110153.pdf>

◆◆大切なお願い◆◆

保護者との信頼関係を壊したくないという気持ちから通告を躊躇してしまうという声も聞かれます。通告をきっかけに、家族の抱える問題を理解し、家族全体を支えるため早期に支援の輪を築くことが出来ます。相談・通告にご協力ください。

◆ 聞き出す時の配慮

「誰にも言わないから」「親にも言わないから」という約束はしない。
「みんなの知恵を借りよう」「これ以上怖い思いをしたり、傷ついたりしないように、他の人にも相談したい」と根気強く子どもを説得しましょう。



◆ 聞き取りの時の注意点

①子どもの話を分析したり、評価したり、意見を言ったりしない

○「そう思っているんだね」「それはつらいね」「それはこわかったね」

×「ひどいことする親だ」「かわいそうに」「助けてくれなかったの？」

②虐待の真偽を確かめることはしない

×「それって本当？」「あなたが悪いんじゃないの？」

③何度も同じ話を子どもからさせない

×「もう一度詳しく校（園）長先生に話してくれる？」

（何度も話をすることで、記憶の塗り替えがおこり、事実と異なることを言うようになることを避けるためです。）



④誘導するような質問や問い詰めるような質問をしない

○「このあざはどうしたの？」

×「このあざは誰に叩かれたの？お父さん？お母さん？」

⑤「はい」「いいえ」の答えになるような質問は出来るだけさける

○「～について話してくれるかな」「それはどこであったの？」

×「お父さんに殴られたんだね」

⑥虐待の加害者と疑われている人物に、直接確認を取らない

×「お子さんがお母さんに殴られたと言っていますが」

※性的虐待の可能性があれば、『誰からされたのか』『何があったのか』のみ聞き取り、根掘り葉掘り聞いたり、真偽を確かめる必要はありません。

◆ 通告後の保育所・学校等における対応と見守りについて

①通告が行われると

通告を受けると、こども家庭相談係や児童相談所は、子どもの安全確認の方法、緊急性の判断、対応方針などを決めます。

②一時保護の決定

安全確認の結果、児童相談所が、子どもの安全を確保する必要があると判断した場合や、現在の環境に置くことが子どもの安全な生活の確保の面から問題があると判断した場合、一時保護となります。子どもの安全確保のため、保護者の意に反して行われることもあります。

③一時保護となった場合の保育所・学校等の対応

保護者からの問い合わせなどへの対応の仕方についても、こども家庭相談係、児童相談所と連携を取り、関係機関、教職員間で対応方法の統一をすることが必要です。

④在宅支援となった場合の保育所・学校等の対応（一時保護解除後も含む）

一時保護解除後に子どもが安心して保育所・学校等に戻れるように配慮が必要です。在宅での支援になった場合でも、子どもが普段と変わった事がないか注意深く観察していくとともに、気になる様子や不自然なことがあれば、こども家庭相談係や児童相談所に相談してください。

保護者対応のQ&A

Q: 通告後、保護者から『誰が通告したか教えろ』と抗議があった。どうすればいい？

A: 『通告元は明かせないことが、法律で定められている』旨を明確に回答します。

Q: 一時保護を行ったことについて、保護者から学校に抗議があった。どうすればいい？

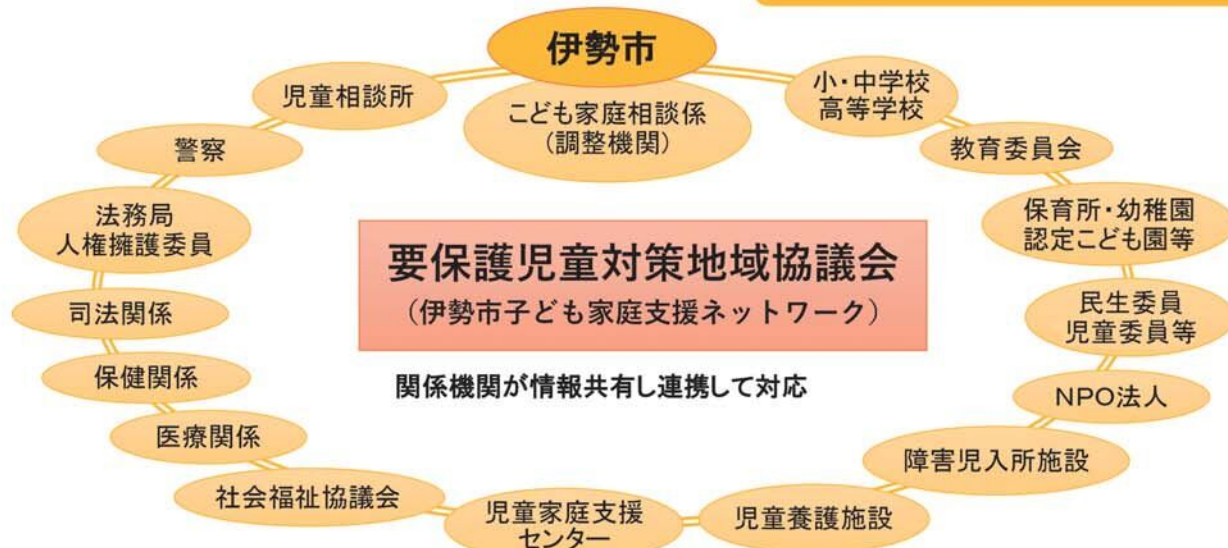
A①: 『一時保護は児童相談所の判断で行われるものであり、学校の決定によるものではない』旨を明確に回答します。

A①の説明に納得しない場合

A②: 学校だけで対応するのではなく、関係機関と連携して対応します。

Q: 保護者から虐待を認知するに至った経緯を教えるように求められた。どうすればいい？

A: 保護者に伝えないこととするとともに、子どもの命を守りぬく毅然とした対応をするよう組織内で徹底することが重要です。



◆ 要保護児童対策地域協議会（伊勢市子ども家庭支援ネットワーク）とは

児童福祉法第25条の2において要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の設置が定められています。協議会の目的は、地域の関係機関と連携し、ネットワークを構築することにより、要保護児童の早期発見や迅速かつ適切な保護及び支援を行い、児童虐待・非行などの防止を図ることです。

要対協は、学校、保育所、幼稚園、医療機関、警察、児童相談所など子どもに関わる様々な機関によって構成されています。地域と関係機関によるネットワークによる支援が子どもの安全と安心を守ります。

◆ 対象となる子ども等

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童（虐待を受けている児童など）及びその保護者

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（虐待につながるリスクを減らすための支援が必要な児童など）及びその保護者

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（若年、傷病・障がい、妊婦健診未受診、望まない妊娠など）

◆ 要保護児童対策地域協議会（要対協）での市（こども家庭相談係）の役割

多くの関係機関から構成される要対協が効果的に機能するため、市（こども家庭相談係）が、要保護児童対策の調整機関として以下の役割を担う事になります。

①責任をもって対応すべき支援機関を選定。

②支援の内容に関する協議を行う。

③支援の進行状況確認等を管理・評価。

④適切な保護又は支援を図るために必要な情報交換を行う。

子どもの安全と安心に向けた連携がスムーズになるよう調整します。



◆ 要保護児童対策地域協議会（要対協）の約束

要対協における個人情報の取り扱いについては以下の通り、児童福祉法によって定められています。

【情報交換等】

協議会は情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（児童福祉法第25条の3）

【守秘義務】

協議会を構成する関係機関等の職員等は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（児童福祉法第25条の5）

要対協の虐待対応においては、**子どもの安全の確保が優先され、要対協で話し合われる内容や取り扱われる情報は、守秘義務違反や個人情報保護法の法令違反とはなりません。**

◆ 要保護児童対策地域協議会（要対協）運営のための会議

要対協で開催される会議は、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層から構成されています。要対協のメリットである参加機関の情報共有と役割分担を最大限に活用し、より適切な支援につなぐためには、各会議の充実が必要不可欠になります。

伊勢市福祉総合支援センターよりそい こども家庭相談係

〒516-0072 伊勢市宮後1丁目1-35 伊勢市健康福祉ステーション7階

TEL（0596）21-5716